ハロートレーニング
急がば学べ

令和４年度　ハロートレーニング（能力再開発訓練）　計画表

令和4年12月15日　現在

入所月	コード	JC	科目	定員	期間	訓練期間（入所日～修了日）	申込受付	選考日	合格発表	訓練施設	所在地
1	19		（求）ビューティーアロマ・メディカルハーブ科（短時間）	10　名	3　ヶ月	1/13 ～ 4/12	11/18 ～ 12/8 12/9 ～ 12/15	12/21	12/26	アロマテラピースクールバース高知本校	高知市
	32		住宅CADリフォーム技術科（2次募集）	7　名	6　ヶ月	1/5 ～ 6/28	12/1 ～ 12/15	12/20	12/23	ポリテクセンター高知	高知市
	35		ビジネスワーク科（2次募集）	若干名							
	33	◎	（若）機械CAD技術科（企業実習付）（2次募集）	14　名	7　ヶ月	1/5 ～ 7/24					
2	76		★医療事務科5	15　名	2　ヶ月	2/8 ～ 4/7	12/23 ～ 1/13	1/20	1/30	ニチイ学館高知校	高知市
	76		（母）★IT訓練科25	20　名	3　ヶ月	2/16 ～ 5/15	12/28 ～ 1/24	1/31	2/7	高知ソフトウェアセンター	高知市
	05		（求）効率的に学べる介護職員初任者研修科（短時間）	17　名	3　ヶ月	2/21 ～ 5/19	1/4 ～ 1/24 1/25 ～ 1/31	2/6	2/9	高知介護福祉アカデミー	高知市
3	76		★IT訓練科27	15　名	3　ヶ月	3/3 ～ 6/2	1/17 ～ 2/7	2/14	2/22	高知ペットビジネス専門学校	須崎市
	80		★介護職員初任者研修科（短期）2	15　名	2　ヶ月	3/3 ～ 5/2	1/18 ～ 2/8	2/15	2/22	ニチイ学館高知校	高知市
	75		★経理科2	20　名	4　ヶ月	3/8 ～ 7/7	1/23 ～ 2/13	2/20	2/27	日建学院高知校	高知市
	76		（母）★医療事務科6	15　名	2　ヶ月	3/16 ～ 5/15	2/1 ～ 2/22	3/1	3/8	ニチイ学館高知校	高知市
	76		★IT訓練科26	15　名	3　ヶ月	3/17 ～ 6/16	2/1 ～ 2/22	3/1	3/8	CMS四国宝永パソコン教室	高知市
	03		（求）★表計算ソフトスキルアップ科（短期間・短時間）	10　名	1　ヶ月	3/28 ～ 4/27	2/7 ～ 2/27 2/28 ～ 3/6	3/10	3/15	パソコンくらぶ るんるん	高知市
	19		（求）★美容セラピー・エステティック養成科（短時間）	12　名	3　ヶ月	3/28 ～ 6/27	2/7 ～ 2/27 2/28 ～ 3/6	3/10	3/15	ソワン・サクレ（うぐるす教室）	高知市
	19		（求）★ネイリスト養成科（短時間）	12　名	6　ヶ月	3/29 ～ 9/28	2/7 ～ 2/27 2/28 ～ 3/6	3/10	3/15	ヴィーナスネイルビューティーカレッジ	高知市

・★印の科目は予定のため現在お渡しできる募集要項はございません。訓練日程や募集期間等委託施設の都合により予告なく変更となる場合があるので事前にご確認ください。
・◎印の科目は訓練申し込みに際し、訓練受講前キャリア・コンサルティングを受け、ジョブカードを作成していることが必要です。
・申込受付欄に上下段の期間がある場合、上段の一次募集の申込受付期間内で定員に達した場合、下段の二次募集は実施いたしませんので早めの申込みをお願いします。
・受講申込書は、原則として住居所を管轄するハローワークに提出してください。

記号	訓練種別	受講対象者・注意点など
（知）	知識等習得訓練	必要な知識・技術等の職業能力を付与するためのコース
（若）	若年者職業訓練	入所日時点で55歳未満の方を対象（優先）としたコース。※年齢設定は訓練コースにより異なります。
（実）	知識実践習得コース	座学と企業実習がセットとなったコース。申込に際し、訓練受講前キャリアコンサルティングを受け、ジョブカードを作成していることが必要。
（求）	求職者支援訓練	原則、雇用保険被保険者でない方、雇用保険を受給できない方が対象。申込みに際し、キャリアコンサルティングを受けることが必要。 上段の申込受付期間で定員に満たない場合、下段期間まで募集を延長します。
（保）		入所日時点で雇用保険受給資格がある方のみが対象
（母）		母子家庭の母等に優先枠が設けられているコース
（長）	長期高度人材育成コース	入所日時点で概ね55歳未満の方を対象（介護福祉士、保育士養成コースを除く）。ただし、55歳以上の方でも有期労働契約などによる非正規雇用労働者など、就業経験において不安定就労の期間が長いことや、安定就労の経験が少ないことにより能力開発機会が乏しかった方 又は出産・育児等により長期間離職していた方については受講可能な場合あり。また、申込に際し、訓練受講前キャリアコンサルティングを受け、ジョブカードを作成していることが必要。
（就）	若者就労準備訓練	大学・高等学校等の卒業年次及び卒業後3年以内の方を対象に、挨拶等ビジネスマナーやコミュニケーション・パソコンスキルの習得等を行う。

◆雇用保険受給者の訓練延長給付について（訓練期間中の雇用保険給付措置）

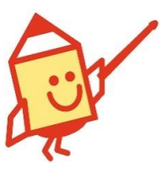

所定給付日数	入所日の前日時点で必要な残日数	
	給付制限あり	給付制限なし
90日	31日 以上	1日 以上
120日	41日 以上	
150日	51日 以上	31日 以上
180日	61日 以上	
210日	71日 以上	
240日以上	所定給付日数－149日　以上	

平成24年4月1日以降に離職の場合は、原則として訓練開始日が所定給付日数の2/3に相当する日数を受け終わる日以前に開始される場合が対象となります。
ただし、所定給付日数が240日以上の方は150日分の支給を受け終わる日以前に開始される場合が対象となります。
なお、雇用保険法第33条の離職理由に基づく給付制限を受けていない場合で、所定給付日数150日の方は120日分の支給を受け終わる日、所定給付日数90日・120日の方は支給を受け終わる日以前に訓練開始される場合が対象となります。

◆職業訓練受講についての相談は随時おこなっておりますので、できるだけ早期にハローワーク訓練窓口までご相談ください。
◆県内および全国の職業訓練コースについては、ハローワークインターネットサービスでの検索が可能です。